

【1】2008 年度活動報告

1. 研究協力体制の構築状況

〔中国〕中国人民大学法学院は、前年度から引き続き、常務副院長韓大元教授を総責任者に、楊東専任講師を事務責任者として、同日本法研究所を中心に、研究協力体制を継続している。また、本事業による日本へ研究交流者の派遣にあたって、全教員及び若手研究者を対象に公募を行っているので、本事業は広く知られており、多くの人々が関心をよせている。また、対中国との窓口である王雲海教授（一橋大学）を通じて、各部門の責任者が中国側と相談する体制も調ってきた。

〔韓国〕一橋大学で博士学位を取得した徐熙錫氏を中心として、研究協力体制が強固に構築されている。加えて、2009 年 3 月 16 日から 18 日まで、本事業日本側コーディネーター水林彪、後藤昭・村岡啓一（刑事法）、松本恒雄・滝沢昌彦（民事法）、酒井太郎・布井千博（企業法）、合計 7 名（いずれも一橋大学教員）が、釜山大学を訪問し、今後予定されている以下の 3 つのシンポジウム（①刑事法をテーマとする 2009 年度シンポジウム〈一橋大学で開催〉、②民事法をテーマとする 2010 年度シンポジウム〈釜山大学で開催〉、③企業法をテーマとする 2011 年度シンポジウム〈一橋大学で開催〉）を、緊密な連携のもとに開催すべく、相談会をもつことができたので、協力体制は一層、強固なものとなった。これを契機に、各部門の責任者同士が直接に連絡を取り合う体制も調ってきた。

2. 学術面の成果

事業の 2 年目を迎え、各法部門単位での学術交流が進展を見せている。部門ごとに記せば、次のようである。

A 民事法

初年度は、本プロジェクトの一環として、大学院の講義の中で、韓国からの客員研究員（全南大学鄭鐘休教授）や留学生をも参加して「債権譲渡制度の日本・ドイツ・韓国の比較」というタイトルで研究したが、その成果に基づき、本年度は、学内の研究会である民事法研究会において報告をし（2008 年 7 月 14 日）、教員・大学院生を交えて検討をした。債権譲渡制度については、ドイツの民法が（多少の変容を受けつつも）日本の民法に受け継がれ、それが、中華民国民法や満州民法を経て、韓国民法へと受容されてきた様子が明らかになったが、他方、中国法との関係については、今後さらなる研究が必要である。

B 企業法

2008 年 6 月 28 日、日本と中国の商法学者多数による共同研究会が一橋大学神田校舎において開催され、王保樹教授（清華大学）の基調報告の後、日本における商法総則規定の意義と、現在進行中の中国での商法総則規定制定作業への示唆について盛んな議論が行われた（詳細は 8-1 参照）。この成果は布井千博教授（一橋大学）による論文「アジアにおける会社立法の諸相」（布井・野田他編『会社法・金融法の新展開』（中央経済社、2009 年）所収）にまとめられている。同論文は、現代における東アジア共通法を考える上で有益な検討材料であるといえる。2009 年 1 月 19 日には、中国より朱慈蘊教授（清華大学）、史際春教授（中国人民大学）、楊東副教授（中国人民大学）が参加して共同研究会が開催され、中国国有企業の民営化に伴う株式流通機構改革が議論された。その際日本側研究者より、

国鉄や電電公社等の民営化ならびに株式公開の経過との共通性と異質性が指摘され、結合企業法制にかかる特殊問題について日中双方の現状と解決方策について、深い理解を得ることができた。さらに 2009 年 3 月 16 日から 18 日まで、布井千博教授（一橋大学）と酒井太郎准教授（一橋大学）が釜山大学を訪問し、2011 年度開催予定のシンポジウム企画の協議にからめて、日本と韓国の結合企業法制に関する現状分析を行い、とくに日韓両国の大規模企業集団規制に関する問題点が詳しく議論された。韓国側出席者は鄭大根教授、姜大燮教授、金二洙副教授の 3 名であった（いずれも釜山大学）。この後、釜山大学および一橋大学の企業法研究者が相互に学術交流を行っていくことが合意された。

C 刑事法

刑事法部門では、まず、本事業の中国人民大学側の研究協力者で、弁護士として刑事裁判にも現に携わっている中国海南師範大学法学院副院長の馮春萍教授を招いて、中国の人民陪審制の実態について詳しく研究、議論した。また、後藤教授と村岡教授は韓国釜山大学に訪問して韓国における刑事裁判の国民参加制について調査、議論した。このいずれも日本であり知られていない中国と韓国の制度を学術的に捉えたものであるし、平成 21 年度の国際セミナーの開催の準備に役に立っている。また、王雲海教授は本事業の一環として「東アジアにおける死刑と社会」という論文を発表して、学会のみならず実務界からも注目されるようになっている。

D 公法

公法部門においては、まず、中国人民大学において開催された本事業の第 2 回シンポジウム（「東アジアにおける西洋法の継受と創造 - 公法を中心に」、2008 年 11 月 22 日～24 日、於中国人民大学）において、山田洋教授、阪口正二郎教授が報告し、中国人民大学の楊建順教授等とともに討論・交流を行った（詳細は後述）。また、東アジアの環境協力のあり方について、公法部門の高橋滋教授がシンポジウム参加と併せて中国人民大学を訪問し、環境法講座の周苛教授、李艶芳副教授と研究交流会を持ち、2009 年 11 月に上記のテーマにおいて日本の一橋大学においてシンポジウムを開催することに合意した。また、高橋滋教授は、11 月 22 日（土）に中国人民大学において同大学の憲法・行政法研究センターにおいて、「日本におけるインフォーマルな行政活動の法律問題」をテーマに講演し、併せて、同センターの客員教授の名称を授与された。さらには、中国人民大学の莫迂川教授（行政法）を 2008 年 10 月～2009 年 3 月までの期間、客員教授として一橋大学に受け入れた（テーマは、「日本におけるインフォーマルな行政活動の研究」等。受入教員は高橋滋教授）。

E 国際法

これからの学術交流の基礎固めとして、関連する文献、資料の収集にあたっているところである。

F 基礎法

2008 年 9 月に開催された日韓基礎法部門共同研究会から日本側研究者が得た成果は、小さくなかった。この研究会およびその後の交流の成果として、①比較法文化論、②西洋法の「継受」の比較研究、③戦時法制・植民地法制論、の 3 つを柱に共同研究を進展させることが確認された。とくに、戦前植民地法制論をめぐって行われた報告と討論において、法の「継受」という概念そのものに対する鋭い批判と問題提起が韓国の研究者によって行われ、今後も、この問題を共同で深めていくことが確認されたことは、意義深いことであ

った。

3. 若手研究者養成

本事業の一環として、各部門において、次のような若手研究者養成を行った。

A 民事法

前述（7－2）したように、学内の研究会である民事法研究会の場で、ヨーロッパの債権譲渡制度がアジアにどのように受容されてきたかを検討した。教員や大学院生のアジア法への関心を高め、その理解を深めることとなったと思われる。この成果は、今後の大学院生の論文などに反映されるであろう。

B 企業法

2 度開催された中国の商法研究者との共同研究会には一橋大学の大学院生が数名参加し、通訳・翻訳業務に従事するだけでなく本格的な討議にも意欲的に加わっており、各自の研究テーマを涵養する上での有益な機会が提供されたもの考えられる。

C 刑事法

本事業との関連で、刑事法部門の院生の一部は東アジアの共通法の基盤に関する研究に興味を持ち、それに研究焦点を合わせて研究を行い、修士論文を完成している。

D 公法

本事業との関連において、公法部門の院生の一部は、国営企業の民営化の法律問題に関する日中比較、「法の支配」に関する日中比較研究、違憲審査制に関する日本・中国・台湾等の比較研究、経済的自由権に関する日中比較等に従事している。その中には、既に、中国の大学において専任講師の職を得ているものも含まれる。

さらに、公法部門の院生の一部は、中国人民大学において開催された本事業の第 2 回のシンポジウム（上述）において、翻訳・通訳の役割を与えられ貢献を果たした。

E 国際法

本事業との関連で、国際法部門の院生の一部は、ICC を含む国際的刑事裁判所の活動に興味を持ち、それらに関する論文を作成してきている。

F 基礎法

2008 年度に 4 回開催された基礎法部門の「法継受・共通法研究会」と 2008 年 9 月に開催された「日韓基礎法共同研究会」に、一橋大学基礎法分野の大学院生の参加を求め、指導した。

4. 社会貢献

(1) 2008 年 5 月 9 日-10 日に中国人民大学と全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会の共催で開催された「民法典体系化国際シンポジウム」における日本側出席者の報告・発言は、全人代における中国の民法典編纂作業に大いに貢献するとともに、日本において現在進行中の民法債権法改正作業にも貢献した。

(2) 2008 年 11 月 22-23 日に中国人民大学で行われた本事業の国際セミナーが中央テレビや新華社な度に大きく報道されて、東アジアの共通法に対する関心が社会的にかなり高まっている。中国人民大学を中心に、東アジア法研究会や東アジア法学院の設立まで議論されるようになっている。

(3)韓国で法科大学院制度がスタートした直後の2009年3月における釜山大学訪問での交流において、双方の法科大学におけるソフト・ハード両面における学生対応の状況について意見交換できたことは、共通法形成の基盤をなすよりよい法律家養成という社会的課題の実現に貢献するものであった。

【2】2008年度研究交流実績概要

1. 共同研究

A 民事法（責任者・滝沢昌彦）

(1)2008年5月9日-10日に中国人民大学と全国人民代表大会法制工作委员会の共催で開催された「民法典体系化国際シンポジウム」に、本事業の派遣で、松本恒雄教授、星野英一東大名誉教授、北川善太郎京大名誉教授、内田貴法務省参与が参加し、松本恒雄「21世紀における民法典の体系と人格権法の位置及び内容について」ほかのペーパーが提出され、討論が行われた。

(2)2009年1月21日から2月20日まで、釜山大学校法科大学の趙賢來助教授（知的財産法）が一橋大学に滞在し、松本教授が受入教員となって、一橋大学の法学研究科及び国際企業戦略研究科の知的財産法関係スタッフとともに、特許侵害の判断基準についての共同研究を行った。

(3)学内の研究会である民事法研究会において、前年度の研究成果である「債権譲渡制度の日本・ドイツ・韓国の比較」を発表し、民事法関係の教員・大学院生を交えて検討・討論をした（2008年7月14日）。ドイツの債権譲渡制度が（若干の変容を経て）日本民法、さらには、韓国民法に取り入れられて来た過程が明らかにされ、教員・大学院生のアジア法に対する理解を深めることとなった。

B 企業法（責任者・酒井太郎）

2008年6月28日、一橋大学神田校舎において、本事業の参加研究者を含む日中の商法学者多数による共同研究会を開催した。研究会では、まず「中国商事法の史的展開と今日の課題」の題目で王保樹教授（清華大学）による基調報告が行われた。そしてその後、主として現在進行中の中国の商法総則立法作業に関係した質疑応答ならびに意見交換が出席者全員により活発に行われた。そこでの討議事項は14項目に及ぶが、主要なものを挙げれば次の通りである。日本の商法総則規定の沿革、日本の商法総則規定と会社総則規定相互の関係、日本の商事法体系における商法総則規定の意義、日本の商取引実務ならびに裁判実務における商法総則規定の重要性。

合同研究会の中国側参加者は、基調報告者の王教授を始めいずれも中国商法学界を代表する研究者であり、討議の内容はきわめて密度の高いものであった。そして研究会開催により、一橋大学と中国主要各大学との学術交流活動の出発点となる貴重な機会を得ることができた。参加者合計16名の氏名と所属は次の通りである。中国側参加者（7名）：王保樹（清華大学教授）、朱慈蘊（清華大学教授）、趙旭東（中国政法大学教授）、叶林（中国人民大学教授）、楊東（中国人民大学副教授・通訳）、范健（南京大学教授）、周友蘇（四川省社会科学院教授）。日本側参加者（9名）：川村正幸（一橋大学教授）、布井千博（一橋大学教授）、仮屋広郷（一橋大学教授）、高橋真弓（一橋大学准教授）、酒井太郎（一橋大学准教授）、周劍龍（獨協大学教授）、吉田正之（新潟大学教授）、小川宏幸（亜細亜大学准教授）、張紅

(岡山大学教授)。

今後の課題としては、日中韓 3 国における企業法制的現代的課題と共通化の可能性に関する研究交流活動の推進を考えている。

C 刑事法 (責任者・王雲海)

2008年11月29日と30日に、中国人民大学で「刑事政策国際シンポジウム」が開催され、本事業の派遣で龍谷大学浜井浩一教授、一橋大学本庄武準教授、独協大学徳永光準教授が出席し、研究報告者またはコメンテーターをつとめた。

D 公法 (責任者・高橋滋)

(1) 2008 年度に関する年度計画を実施するため、まず、山田洋教授(本学・行政法)、高橋滋教授(本学・行政法)、阪口正二郎教授(本学・憲法)、只野雅人教授(本学・憲法)、尹創価大学教授(行政法)、葉陵熊本大学教授(行政法)を中核メンバーとして、公法におけるヨーロッパ法の継受の問題を四年半の計画で系統的に研究することを目的とした研究会(代表者・高橋滋教授)を組織し、2008 年度に 3 回の研究会を行った。

第 1 回は、2008 年 4 月 25 日(金)に実施し、研究会の目的、今後の活動についての意見交換を実施した。

第 2 回は、2008 年 10 月 10 日(土)に実施し、同年 11 月に行われた中国人民大学での本事業の第 2 回シンポジウム(前述)の日本側報告者のうち 2 名の報告を受け、意見交換を行った。第 1 報告は、阪口正二郎教授より、「戦う民主主義」の日本における議論と、アメリカ・ドイツにおける議論とを比較する報告の内容が紹介され、意見交換がされた。第 2 報告は、山田洋教授より、明治期の日本の行政裁判所について、従来はプロイセンの影響が強く指摘されていたが、オーストリアの影響もあるのではないかとする報告がされ、同じく意見交換がされた。

第 3 回は、2009 年 2 月 7 日(土)に実施され、まず、上智大学の高見勝利教授より、「明治 22 (1899) 年の憲法論 - 断章」として、大日本帝国憲法の公布から施行までの憲法論を示すものとして明治 22 年に行われた「憲法論議」の特質について明らかにする報告がなされた。次に、専修大学の石村修教授より、「明治期の西洋憲法原理の日本への導入」と題する報告が行われ、大日本帝国憲法の制定がなぜ遅れたのか、憲法制定の意図はどこにあったのか、なぜドイツがモデルになったのかという点の分析がされ、討論が行われた。

次年度は、引き続き、憲法は第二次大戦後、行政法は、明治期及び第二次世界大戦後の時期について、テーマを変えて報告者を募り、時期的・テーマ的にバランスの取れた研究とする予定である。

(2) 上述のように、2008 年 11 月 22 日~24 日までの期間、中国人民大学において本事業における第 2 回シンポジウムを開催した。その内容の全体については、8 - 2 の「セミナー」の項目について紹介されているので、参照されたい。ここで公法部門に特化して記述するならば、日本側からは、上記の 2 教授の報告のほか、九州大学の南野教授による大日本帝国憲法の制定経緯に関する報告(「日本法における西洋法の継受 - 憲法史を中心に」)等が行われた。この他、韓国の憲法及び行政法における西洋法の継受に関する 2 つの報告(金昇大教授、金南澈准教授)の報告や、中国の立憲主義の淵源をさぐる報告(林来梵教授)や中国行政法の西洋法の淵源を探る報告(何海波教授)等の報告が行われた。

中国・韓国・日本が、それぞれの時代・社会的背景から、西洋法・法思想の様々な側面

について移植・継受を行ったことが確認され、そこに、共通性を見出すことは困難であることが全体として確認されたものの、同時に、戦前における両国に対する日本法の影響、現代国家への変容の過程における共通する課題について等しく西洋法が参照された点についても共通の認識が形成されたものといえよう。

(3)なお、当初の計画にはなかったものであるが、2008年9月12日から17日まで、日本公法学会会長である高橋和之教授と洪英九州大学研究員は中国人民大学などを訪問し、「日本における憲法教育」と「日本における憲法訴訟」などの講演を行い、中国人民大学と中国憲法学会の関係者と今後の東アジアにおける憲法教育協力について討論を行った。

E 基礎法（責任者・水林彪）

(1) 2008年9月27・28・29日の3日間、基礎法部門における日韓共同研究会として、「日韓近現代法史における植民地研究の意義と課題」と題する研究会を、福岡県福岡市の九州大学等で開催した。報告順に、小野博司氏「旧植民地法制史に関する学会・研究動向 近代日本法史の立場から」、金祥洙氏「朝鮮高等法院判決録のハングル翻訳について」、沈義基氏「現代韓国の法令民族主義と東アジア共通法運動」の三報告、また、李英美著『韓国司法制度と梅謙次郎』（法政大学出版局、2005年）を取り上げ、李氏による自著紹介と文竣瑛氏による書評を中心に、合評会を行った。日韓双方からゲストコメンテーターも招き、各報告、書評においてそれぞれ約2時間の討論を行った。最終日の29日は3時間をかけて全体を総括する討論を行った。

(2) 2009年1月29日から2月25日まで、釜山大学校法科大学の呉ジュンジン副教授（法社会学・法哲学）が一橋大学に滞在し、山内進副学長が受け入れ教員となって、一橋大学の基礎法スタッフとともに、韓国と日本における法に関する観念の共通性についての共同研究を行った。

2. セミナー

2008年11月22日から23日まで、北京の中国人民大学法学院において、「東アジアにおける法の継受と創造—公法を中心に」と題とする国際シンポジウムを開催した（本事業の三大学が主催、フランスのエスクマルセイユ第三大学ヨーロッパとアジア研究所が共催）。日本からは、一橋大学山内進副学長、大芝亮法学研究科長、本事業のコーディネーターである水林彪教授をはじめとする11名、中国からは、中国人民大学の副学長をはじめとして、北京大学、清華大学、中国社会科学院の学者を含めて、28名、韓国から9名、フランスから、Pierre Joxe 憲法院判事・元内務大臣をはじめとする5名が出席した。

シンポジウムにおいては、まず、フランスの憲法や行政法を素材として、欧米側から見た東アジアにおける西洋法の継受と創造について、報告と討論が行われた。次に、日中韓三国は近代の歴史過程において、それぞれに西洋法といかに関わったかという問題について、議論を重ねた。最後に、東アジアにおける共通法の基盤整備の必要性和可能性について幅広く意見交換を行った。

本シンポジウムの開催は、中国で大いに注目された。中央テレビがニュース番組のなかで会議の様子と内容を放送し、新華社、法制日報、中国檢察報、中国教育報などの新聞も大きく取り上げた。特に、新華社は山内副学長の挨拶を写真とともにネット上で配信した。

3. 研究者交流（共同研究，セミナー以外の交流）

(1) 2008 年 8 月 16 日から 19 日にかけて、一橋大学王雲海教授は、セミナー準備のために、中国人民大学を訪問し、セミナーでの報告論文の翻訳、会議での同時通訳、会場の確保などの面について、担当の王利明法学院長、韓大元常務副院長などと細部にわたって相談した。

(2) 2009 年 3 月 16 日から 18 日まで、本事業日本側コーディネーター水林彪、後藤昭・村岡啓一（刑事法）、松本恒雄・滝沢昌彦（民事法）、酒井太郎・布井千博（企業法）、合計 7 名（いずれも一橋大学教員）が、釜山大学を訪問し、今後予定されている以下の 3 つのシンポジウムを、緊密な連携のもとに開催すべく、準備会をもった。①刑事法をテーマとする 2009 年度シンポジウム（一橋大学で開催）、②民事法をテーマとする 2010 年度シンポジウム（釜山大学で開催）、③企業法をテーマとする 2011 年度シンポジウム（一橋大学で開催）。